

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート(令和2年度)

下記により自己評価
 ◎ 達成できた
 ○ 概ね達成できた
 △ 達成はやや不十分
 × 全く達成できなかった

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

項目番号	第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和2年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
1	①自立支援、介護予防、重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> これまで、在宅医療・介護連携会議や館山市高齢者支援連絡会(サポネット)等により、情報共有や連携体制の構築に取り組んできた。 安房3市1町での専門職地域連携セミナー(毎年12月)も実施しており、広域での連携も図られている。 平成29年1月には「館山市認知症初期集中支援チームおれんじ」が開設され、市民が直接相談できる認知症相談窓口として活動している。地域包括支援センターとの連携も進んでいることから、専門職による認知症チームケアとしては、一定の体制が整いつつある。 介護家族への支援として、年6回「介護家族のつどい」を実施しており、認知症介護家族との連携、相互理解も進んでいる。 日頃からの地域の見守りを強化するためには、市民の認知症への理解を一層深める必要がある。 	<p>【医療・認知症対策】</p> <p>市民の認知症への理解を深め、認知症対策や在宅復帰支援を充実させるため、認知症サポーターやボランティア等を養成し、地域資源・地域人材をネットワーク化、連携体制を構築することで、面的な支援体制を整備する。</p>	<p>認知症サポーターを養成し、認知症に対する理解を深め、誰もが住みやすい地域を目指す。</p> <p>・医療機関・特定健診いずれも未受診の後高齢者の割合(H28:47.1%)→(R2:遡減)</p> <p>・認知症サポーターの人数(H29:4,505人)→(R2:6,000人以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座の開催は、新型コロナウイルス感染症の関係で、1回(参加者数7名)だけの開催にとどまった。 「介護家族のつどい」は、小人数の参加であったが、3回(10/14、12/15、3/18)開催した。 認知症ケアパスは、包括ケア連絡会にて3市1町で作成する事を決定し、医師会理事会で説明を行い、意見をもらった上で5,000部を作成した。 <p><認知症サポーターの人数:5,508名></p>	○	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターの養成は着実に取り組まなければならないが、ステップアップ講座の開催や活躍の場の創出等、実際に地域の見守りの担い手として、活動の幅を広げていって貰える取組の検討が必要。 「介護家族のつどい」は、参加者の意見を聞くためにピアカウンセリングに特化させたことで、より悩み事を打ち明けやすい環境作りが図られた。 認知症の方やその家族が住み慣れた地域で希望をもって暮らし続けられるよう、「認知症ケアパス」等を活用し、地域の関係者とともに情報周知を図っていく必要がある。 台風災害や新型コロナウイルス感染症等により、想定どおりの活動ができない状況が続いている。また、これらが認知症の進行に影響を及ぼす可能性も指摘されており、今後の動向を注視しつつ、状況に応じた新たな対応策を検討していく必要がある。
2	①自立支援、介護予防、重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> 健診・検診の受診勧奨に取り組んできた結果として、特定健康診査の受診率(法定報告値)は増加しているが、千葉県や全国と比較すると、未だ低い。各種がん検診の受診率はそれぞれ10~30%程度で、国の目標である50%を下回っている。 要介護認定状況は増加傾向にあり、原因疾患に脳卒中や心疾患を含めた生活習慣病の割合が高くなっている。 介護予防の効果的な推進のためには、疾病予防の観点が必要。定期通院や健診受診等を利用した健康管理の重要性や食習慣の改善に関する啓発を、介護予防事業や通いの場を活用して一層推進していく必要がある。 	<p>【健康づくり・介護予防】</p> <p>疾病から要介護状態への進行を防止するため、保健事業や健康意識の啓発を推進する。</p> <p>一般高齢者や要支援者に対し、介護予防に関する知識の普及と活動意欲の醸成を図りつつ、自主的な介護予防活動の中心的役割を担うことのできる人材の育成を図る。</p>	<p>介護予防の取組により、要介護申請の新規申請者の年齢を上げる。(元氣な高齢者を増やす。)</p> <p>・要介護2以上の新規申請者の平均年齢(H29:81.1歳)→(R2:81.1歳以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 台風災害や新型コロナウイルス感染症の影響で、健診(検診)の受診勧奨や介護予防活動が実施できない状態が続いた。 コロナ禍においてもできる介護予防活動の啓発などを行った。 保険事業と介護予防の一体的実施の取組として、データの分析と訪問により、健康状態の不明な高齢者の実態把握を行った。 <p><要介護2以上の新規申請者の平均年齢:83.1歳></p>	○	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度末現在、要介護2以上の新規申請者の平均年齢は83.1歳で、年齢をひき上げることができたが、新型コロナウイルス感染症の関係で申請を躊躇している可能性も考えられ、今後の動向を注視していく必要がある。 新型コロナウイルス感染予防のため外出を控えている高齢者も多く、今後は、健康状態等の把握、状況に見合った対策、介護予防事業の再開のタイミング等の検討が重要になってくる。
3	①自立支援、介護予防、重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護が地域支援事業に移行した。 切れ目ない支援の実現のためには、団体や各地区・市民等の個別の取り組みをネットワーク化することが求められる。 今後さらに、住民主体の地域づくりに取り組むため、地域ごとの基盤を整備していく必要がある。 既存のサービスの課題を把握しながら、インフォーマルな取り組みも考慮した支援体制を検討する必要がある。 通いの場の創出とともに、その活動をはじめとした地域の自主的な取り組みなども、ケアプランの中に組み込むことが重要。 	<p>【生活支援・福祉サービス】</p> <p>高齢者が生きがいを持てるよう、多様な地域活動を展開するとともに、高齢者の社会参加を促進することにより、地域で支え合う環境づくりを推進する。</p> <p>また、地域ごとに、生活支援コーディネーター・協議体の設置等を進め、住民主体の地域づくりに取り組む基盤整備を行う。</p>	<p>地域での助け合い・支え合いをめざし、高齢者の社会参加の促進と地域での環境づくりを推進する。</p> <p>・通いの場の数(H29:186箇所)→(R2:246箇所)</p> <p>・高齢者見守りネット協定数(H29:72協定)→(R2:89協定)</p> <p>・地域での福祉活動に参加している方の割合(一般高齢者調査)(H29:8.0%)→(R2:20.0%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた地域づくりフォーラム、住民主体のワークショップ、サロンの新規開設に取組むことができなかった。 台風災害時の地域における助け合い活動をふり取り、地域のつながりの大切さから、地域づくりの再構築を目指したが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、再スタートのための方策の検討を行った。 <p><通いの場の数:233箇所></p> <p><高齢者見守りネット協定数:76協定></p> <p><地域での福祉活動に参加している方の割合:8.1% ※R1.3一般高齢者調査></p>	△	<ul style="list-style-type: none"> 台風災害を契機に社会福祉協議会との連携を強化するとともに、介護事業所や包括支援センター、行政関連部署等との連携体制づくりを進めている。地域のつながりの重要性を再認識し、それぞれの得意分野を連携する形で生活支援体制整備を推進していく。 高齢者見守りネット協定の協定数は台風被害や新型コロナウイルス感染症の影響により目標に達しなかったが、現在協定を結んでいる事業所については、通報により対応・連携を図るなど、その役割を果たしていただいた。今後も、協定事業所数の増加に向け、啓蒙活動を実施し、見守り体制強化を図る。
4	②介護給付等費用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度、居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村へ移譲されることから、介護保険の適正運営についての市の責任はより重いものになる。 長期的に安定した介護保険財政の運営のため、個々の利用者が真に必要なとするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善が必要。 	<p>介護相談員や各種関係機関の協力を得ながら、相談・苦情処理体制の強化に努める。</p> <p>介護認定調査の点検、ケアプラン点検、住宅改修などの点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費の通知などの取組により、事業所への適切な指導、給付内容の適正化に努める。</p>	<p>・介護相談員数(H29:6人)→(R2:8人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策のため、介護相談員活動は全くできない状況であった。 介護認定調査票の点検、縦覧点検、介護給付費通知(年2回通知)を実施した。 <p><介護相談員数:6人></p>	△	<ul style="list-style-type: none"> 介護相談員は平成31年度に増員予定であったが、令和元年房総半島台風被災、さらには季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症感染防止対策により、長期に渡って訪問活動ができない状況が続いたため、増員及び活動の拡大に至らなかった。今後、再開のタイミングとあわせて、介護相談員の増員や活動方針の再検討が必要である。 給付費適正化に係る諸点検の方法を確立し、継続していく体制づくりを進める。